

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年6月14日 広島法務局可部出張所 登記官 山田伸二

記

意見又は資料の提出先 広島法務局可部出張所

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2409-2023-0001	広島市安佐北区深川町字大林 2 6 3 8	畑	1 0 5
2409-2023-0002	広島市安佐北区深川町字堂之本 3 6 7 6	ため池	8 3 9
2409-2023-0003	広島市安佐北区深川町字茗荷原 3 8 9 6	ため池	6 7 7
2409-2023-0004	広島市安佐北区深川町字堂之本 3 7 1 7	ため池	6 8 7
2409-2023-0005	広島市安佐北区深川三丁目 3 2 2 - 2	田	2 4 6
2409-2023-0006	広島市安佐北区深川四丁目 2 5 7 6	畑	1 7 8
2409-2023-0007	広島市安佐北区深川四丁目 2 5 7 8	畑	1 4 2